★★★ 申告会場の案内 ★★★

	税務署が開設する申告会場	町が開設する申告会場
申告内容	すべての確定申告	町県民税申告、簡易な確定申告（申告書Ａ）
	住宅借入金等特別控除（所得税）・各種譲渡所得・繰越損失・青色申告等の方は税務署が開設する会場で申告をお願いします。	
場　所	平塚駅ビル６階ラスカホール	**【①税理士会による無料相談会】** **２月10日（月）……国府支所２階会議室** **２月12日（水）～ 14日（金）……保健センター２階研修室** **【②上記以外の申告相談受付】** **２月17日（月）～３月17日（月）……役場４階第１会議室** ※土日は除く
受付期間	**２月３日（月）～３月24日（月）** ※土日、祝日除く **ただし、２月23日（日）・３月２日（日）は開場します。** 所得税の申告・納付期限は**３月17日（月）**です。 ２月14日（金）以前は還付申告の方が対象です。	
時　間	○相談受付時間　8:30～16:00（相談は9:00～）	【①の期間中】9:30 ～ 12:00、13:00 ～ 15:30
	○申告書提出　8:30～17:00	【②の期間中】9:00 ～ 11:45、13:00 ～ 16:00
※混雑状況により、相談及び受付の締め切りを早めることがあります。		
持ち物	○申告書、印鑑 ○源泉徴収票や各種控除の証明書（医療費控除を受ける方は、領収書の合計額を計算してきてください。） ○前年の申告書の控え一式 ○使い慣れた筆記用具、電卓 ○還付金がある場合、申告者名義の口座番号がわかるもの	

※申告書の自主作成に、ご協力をお願いいたします。

税金の納め忘れはありませんか？

町の財政は、皆さんに納めて頂いている税金で成り立っており、町の住民サービスを支えています。

町税を滞納することは、納期内に納税している多くの方々との公平性を欠くことになるとともに、町の財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたすことになります。また、税金を滞納された方に対し送付する督促状や催告書は、郵送費用等が生じるため、新たに税金を使わなくてはなりません。

このため町では、納付できるのに**納付しない悪質な滞納者に対し、財産（預金・給料・生命保険等）の差し押さえなどの滞納処分を行っています。**

経済的な理由などで納期までに納税できない場合は、早めに担当までご相談ください。

便利な口座振替をご利用ください

納期毎に口座から自動的に引き落としができるので、納め忘れも防げます。口座のある金融機関の窓口に、預金通帳・印鑑・納税通知書を持参し、簡単に手続きができますので、ぜひご利用ください。

問　税務課　☎内線２５１

消費税法改正についてのお知らせ

消費税法の一部が改正され、消費税（地方消費税含む）が平成26年４月１日より８％に引き上げられます。

詳しくは、国税庁ホームページに【消費税法改正のお知らせ（社会保障と税の一体改革関係）】の特集ページを設けていますので、そちらをご覧ください。

http://www.nta.go.jp/shirabe ru/ippanjoho/pamph/shohi/kaisei/201304.htm

問　消費税価格転嫁等総合相談センター　☎０５７０（２００）１２３

確定申告で控除が受けられます

おむつ代が医療費控除されます

６か月以上寝たきりの状態で常時紙おむつの使用が必要と認められた場合、おむつにかかる費用を医療費控除に含めることができます。

▼必要な書類　医療機関が発行する「おむつ使用証明書」と「おむつ代の領収書」

なお、次のいずれの要件にも該当する方は「おむつ使用証明書」に代わり、「内容確認証明書」で代用することができます。

①おむつ代について、医療費控除を受けるのが２年目以降である方

②要介護認定主治医意見書で「尿失禁」が確認できる方

要件に該当し、確定申告に必要な方は、町へ証明書交付申請をしてください。

寝たきり高齢者等に障害者控除等

障害者手帳をお持ちでない要介護認定を受けている65歳以上の方で、寝たきりや認知症により障がい者等に準ずると認められた方に、「障害者控除対象者認定書」を交付します。確定申告の際に提出することで障害者控除等を受けることができます。

▼対象となる方　要介護２以上で要介護認定主治医意見書により、町が知的障害者及び身体障害者に準ずると認めた方（状態確認が必要となりますので、事前にお問合わせください）。

問　福祉課　☎内線３０２・３１６